

あわらし市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成30年6月11日

あわらし市監査委員 近藤 茂

あわらし市監査委員 向山 信博

記

1. 監査の種別 財政援助団体等監査

2. 監査対象団体 あわらし市体育協会  
あわらし市民生委員児童委員協議会連合会

3. 監査の対象（平成29年度分）

（あわらし市体育協会）

体育協会活動事業補助金	……………	7,122,000 円
市民スポレク祭運営業務委託料	……………	500,000 円
県民スポーツ祭委託料	……………	880,300 円
市民体育祭委託料	……………	1,470,000 円

（あわらし市民生（児童）委員協議会連合会）

活動事業補助金	……………	2,520,000 円
---------	-------	-------------

4. 監査の内容

平成29年度財政援助団体等に係る出納及び事務の執行状況

5. 監査の期間

平成30年5月29日

## 6. 監査の方法

委託事業に関しては、委託内容の履行は適正に行われているか、また経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か、さらに事業報告は適切になされているかについて関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

補助金に関しては、市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また補助金に係る収支の会計経理は適正で出納関係帳簿は確実に整理されているか、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

## 7. 監査の結果

### ① 体育協会活動事業補助金

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね良好に執行されているものと認められた。

#### [指摘事項]

市へ提出される交付申請書や実績報告書等の起案文書の決裁が、事務局内で済まされていた。会長名で提出される文書については会長の決裁を受けるよう改善されたい。

### ② 体育協会委託事業 3件

委託事業実施に係る出納、実績報告その他の事務は、次の点を除き概ね良好に執行されているものと認められた。

#### [指摘事項]

市民スポレク祭運営業務において、備品購入の支払いが収支決算書の提出後に行われていた。事業実施後にあたっては、速やかに会計処理を行い、適正な決算書類の作成に努められたい。

県民スポーツ祭選手派遣業務について、派遣費として計上されている個人への旅費等の支出に関して、受領印または領収書が無い等の不備が見受けられた。所管課においては適切に事業が行われるよう指導されたい。

### ③ 民生（児童）委員協議会連合会 活動事業補助金

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね良好に執行されているものと認められた。

[指摘事項]

東部地区民生（児童）委員協議会において、事業実施に際して経費から負担金を差し引いたうえで決算書に計上している事例が見受けられた。徴収した負担金及び経費はその全額を決算書に計上されたい。

西部地区民生（児童）委員協議会において、各部会などへの活動費の支給において正式な受領証の添付されていない事例が見受けられた。

所管課である福祉課においては、当該団体が適正な事務処理を行うよう、指導・監督されたい。